

①「生活保護の公費負担者番号および受給者番号の記載がある医療券、調剤券、介護券」のお取り扱いの変更

<全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律について>

令和6年3月1日より、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）第80条の2に規定する「公費負担者番号」および「受給者番号」について、個人情報保護の観点から、保護の決定もしくは実施に関する事務もしくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務またはこれらに関連する事務の遂行の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

<お客さまへのご依頼事項>

本人確認書類で、生活保護の公費負担者番号、受給者番号の記載がある「医療券」「調剤券」「介護券」の写しを送付する（画像データの送信を含みます。）際には、以下のイメージ例を参考に、「医療券」「調剤券」「介護券」に記載された「公費負担者番号」および「受給者番号」が判別できないようにマスキング（塗り潰す、付箋等で隠す等）して、ご送付いただきますようお願い申し上げます。

マスキングの例

医 療 券		
(食事療養標準負担額のみ本人負担)		
負担者番号	XXXXXXXXXX	
受給者番号	XXXXXXXXXX	
対象者	住所	
	氏名	
	生年月日	昭和 年 月 日生
病名		
有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
助成内容	上記認定疾病について医療保険各法等を適用し、入院時の食事療養標準負担額を除いた自己負担相当額全額	
認定条件		

上記のとおり決定します。

令和 年 月 日

〇〇〇知事

印

ここを塗り潰してください。

※画像データを送信する際は、付箋等で該当箇所を隠して写真撮影してください。

②「自衛官診療証」のお取り扱いの変更

<防衛省設置法等の一部を改正する法律について>

令和6年4月1日より、「防衛省設置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第26号）に基づき、自衛官診療証に記載された発行者符号および自衛官診療証記号・番号について、給付事務またはこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

<お客さまへのご依頼事項>

本人確認書類で、自衛官診療証の写しを送付する（画像データの送信を含みます。）際には、以下のイメージ例を参考に、自衛官診療証に記載された「発行者符号」および「記号・番号」が判別できないようにマスキング（塗り潰す、付箋等で隠す等）して、ご送付いただきますようお願い申し上げます。

マスキングの例

自衛官診療証	
本票は、予備自衛官及び防衛大学校または防衛医科大学校の学生についても共通して使用することができる	
記号	番号
本人	氏名
	生年月日
	住所(営外者) 又は 部隊所在地名 (営内者)
	身分
発行者	部隊名等
	所在地
	機関名
	官職印
	交付年月日
	有効年月日

ここを塗り潰してください。
※画像データを送信する際は、付箋等で該当箇所を隠して写真撮影してください。

③カード入会申込書等について

上記①②の「告知要求制限」の規定が設けられる以前に印刷・配布し、お取り扱いの変更が反映されていないカード入会申込書や告知物等がございます。

カード入会申込書や告知物（紙・インターネットを問いません）に、上記①②の本人確認書類にマスキング（塗り潰す、付箋等で隠す等）せずにご送付を依頼する記載がある場合は、恐れ入りますが、上記①②の<お客さまへのご依頼事項>の内容にお読み替えのうえ、ご送付いただきますようお願い申し上げます。